

2025年10月

企業会計基準公開草案第93号

---

期中財務諸表に関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第 93 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（2025 年 10 月 16 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準第 37 号</b> <b>期中財務諸表に関する会計基準</b></p> <p>2025 年 10 月 16 日 改正 20XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第 37 号</b> <b>期中財務諸表に関する会計基準</b></p> <p>2025 年 10 月 16 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>34. <u>2025 年に公表された本会計基準（以下「2025 年会計基準」という。）</u>は、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する。</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>34. 本会計基準は、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する。</p>
<p>34-2. <u>20XX 年に改正された本会計基準（以下「20XX 年改正会計基準」という。）</u>の適用時期は、20XX 年改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）と同様とする。</p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>35. <u>2025 年会計基準の適用初年度</u>において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の</p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>35. <u>本会計基準の適用初年度</u>において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初</p>

公開草案	現行
最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。	の期中会計期間から将来にわたって適用する。
<p>35-2. <u>20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u></p>	(新 設)
<p>35-3. <u>20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	(新 設)
<p><b>その他</b>            36. <u>2025年会計基準の適用により、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の適用を終了する。</u>            (略)</p>	<p><b>その他</b>            36. <u>本会計基準の適用により、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の適用を終了する。</u>            (略)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p><b>2025年会計基準の公表</b></p> <p>BC6. 寄せられた意見は、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会において、改正後の金融商品取引法に基づく第</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p>BC6. 寄せられた意見は、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会において、改正後の金融商品取引法に基づく第</p>

公開草案	現行
<p>一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合した会計基準等を開発することを決定した。当委員会は、2024年10月より審議を開始し、2025年4月に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）を公表し、広く意見を求めた。<u>2025年会計基準は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。</u></p>	<p>一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合した会計基準等を開発することを決定した。当委員会は、2024年10月より審議を開始し、2025年4月に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）を公表し、広く意見を求めた。<u>本会計基準は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。</u></p>
<p><b>20XX年改正会計基準の公表</b>  <u>BC6-2. 20XX年改正会計基準においては、20XX年の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを導入することに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の債権区分を廃止することとしたことから、所要の改正を行った。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>2025年会計基準の検討の前提</b>            BC13. 本会計基準BC6項に記載のとおり、<u>2025年会計基準は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合することを目的としている。</u>ここで、本会計基準BC7項からBC12項に記載のとおり、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度では、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等</p>	<p><b>本会計基準の検討の前提</b>            BC13. 本会計基準BC6項に記載のとおり、<u>本会計基準は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合することを目的としている。</u>ここで、本会計基準BC7項からBC12項に記載のとおり、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度では、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成</p>

公開草案	現行
<p>を作成することになるため、統合にあたっては次のことが前提になると考えられる。</p> <p>(1) 改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する第一種中間財務諸表等に適用可能な会計処理を定めることを原則とする。</p> <p>(2) 前項(3)の方針に基づき定められた企業会計基準適用指針第32号の経過措置は、金融商品取引法等の一部改正法の成立日から施行日までの期間が短期間であることを理由に定めていたが、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討が必要であると考えられる。</p>	<p>することになるため、統合にあたっては次のことが前提になると考えられる。</p> <p>(1) 改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する第一種中間財務諸表等に適用可能な会計処理を定めることを原則とする。</p> <p>(2) 前項(3)の方針に基づき定められた企業会計基準適用指針第32号の経過措置は、金融商品取引法等の一部改正法の成立日から施行日までの期間が短期間であることを理由に定めていたが、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討が必要であると考えられる。</p>
<p><b>開発にあたっての基本的な方針</b></p> <p><b>企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等の統合</b></p> <p>BC16. このため、<u>2025年会計基準では、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとした。</u>この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第32号において経過措置として定められた項目である。当該項目は次のとおりであり、個</p>	<p><b>開発にあたっての基本的な方針</b></p> <p><b>企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等の統合</b></p> <p>BC16. このため、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することが考えられる。この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第32号において経過措置として定められた項目である。当該項目は次のとおりであり、個別に検討を行い、</p>

公開草案	現行
<p>別に検討を行い、適用指針において取扱いを定めており、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。</p> <p>(1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理</p> <p>(2) 有価証券の減損処理に係る切放し法（適用指針第4項）</p> <p>(3) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（適用指針第7項）</p> <p>(4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（適用指針第31項(2)）</p>	<p>適用指針において取扱いを定めており、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。</p> <p>(1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理 <u>（適用指針第3項(2)）</u></p> <p>(2) 有価証券の減損処理に係る切放し法（適用指針第4項）</p> <p>(3) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（適用指針第7項）</p> <p>(4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（適用指針第31項(2)）</p>
<p><u>BC16-2. 20XX年改正会計基準では、20XX年改正の金融商品会計基準において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、前項(1)の前提となっていた一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、前項(1)について見直し、「信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理」の定めを設けることとした（適用指針第3項）。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>BC17. 本会計基準は、<u>BC16項及びBC16-2項</u>の個別に検討を行ったものを除き、基本的に企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等の定め及び考え方を引き継いでいる。このため、本会計基準の開発にあたり再検討を実施せずに考え方を引き継いでいるものについては、企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等の結論の背景をそのまま引用している。</p>	<p>BC17. 本会計基準は、<u>前項</u>の個別に検討を行ったものを除き、基本的に企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等の定め及び考え方を引き継いでいる。このため、本会計基準の開発にあたり再検討を実施せずに考え方を引き継いでいるものについては、企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等の結論の背景をそのまま引用している。</p>
<p><b>企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定めていた期中の取扱いの取り込み</b></p>	<p><b>企業会計基準第33号等及び企業会計基準第12号等以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定めていた期中の取扱いの取り込み</b></p>

公開草案	現行
<p>BC19. 従来、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていたが、<u>2025 年</u>会計基準の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、四半期財務諸表の取扱いは次のとおり本会計基準等に取り込むこととした。</p> <p>(1) 会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため（本会計基準第 9 項参照）、四半期固有の取扱いを定めたもののみを本会計基準等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がないこととした。</p> <p>(2) 注記事項については、開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がないこととしたが、当該省略規定を本会計基準等に取り込まずに削除することにより、開示が求められるかのような誤解を生じさせる可能性があると考えられる。このため、本会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を注記事項に関する基本的な考え方として示すこととした（本会計基準 BC34 項参照）。</p>	<p>BC19. 従来、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていたが、<u>本</u>会計基準の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、四半期財務諸表の取扱いは次のとおり本会計基準等に取り込むこととした。</p> <p>(1) 会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため（本会計基準第 9 項参照）、四半期固有の取扱いを定めたもののみを本会計基準等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がないこととした。</p> <p>(2) 注記事項については、開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がないこととしたが、当該省略規定を本会計基準等に取り込まずに削除することにより、開示が求められるかのような誤解を生じさせる可能性があると考えられる。このため、本会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を注記事項に関する基本的な考え方として示すこととした（本会計基準 BC34 項参照）。</p>
<p>BC20. 一方、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第</p>	<p>BC20. 一方、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第</p>

公開草案	現行
<p>二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取扱いについては、個別に検討を行い、期中財務諸表における取扱いを明らかにすることとした。当該取扱いは次のとおりであり、適用指針において取扱いを定め、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。</p> <p>(1) 役員賞与の会計処理（適用指針第 15 項及び BC20 項）  <u>2025 年会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項の取扱い</u></p> <p>(2) 自己株式の処分及び消却（適用指針第 68 項及び BC28 項）  <u>2025 年会計基準公表前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第 42 項及び第 45 項の取扱い</u></p>	<p>二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取扱いについては、個別に検討を行い、期中財務諸表における取扱いを明らかにすることとした。当該取扱いは次のとおりであり、適用指針において取扱いを定め、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。</p> <p>(1) 役員賞与の会計処理（適用指針第 15 項及び BC20 項）  <u>本会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項の取扱い</u></p> <p>(2) 自己株式の処分及び消却（適用指針第 68 項及び BC28 項）  <u>本会計基準公表前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第 42 項及び第 45 項の取扱い</u></p>
<p><u>BC30-2. 前項に記載した企業会計基準第 12 号の結論の背景のうち、第 47 項に記載されている一般債権の貸倒見積高の算定方法については、20XX 年改正の金融商品会計基準において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、一般債権の貸倒見積高の算定方法における簡便的な会計処理の前提となっていた一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、「信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理」の定めを設けることとした(適用指針第 3 項)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>適用時期等</b></p>	<p><b>適用時期等</b></p>

公開草案	現行
<p><b>適用時期</b></p> <p>BC45. <u>2025 年会計基準</u>は、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。また、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合しているため、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）を除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり（本会計基準 BC17 項参照）、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）のうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされた（適用指針第 4 項及び第 7 項）ことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が <u>2025 年に公表された適用指針</u>（以下「<u>2025 年適用指針</u>」という。）の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として <u>2025 年適用指針</u>の適用前から企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。</p>	<p><b>適用時期</b></p> <p>BC45. <u>本会計基準</u>は、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。また、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合しているため、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）を除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり（本会計基準 BC17 項参照）、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）のうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされた（適用指針第 4 項及び第 7 項）ことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として適用指針の適用前から企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。</p>
<p>BC46. 前項を踏まえ、<u>2025 年会計基準</u>は、<u>2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした</u>（第 34 項参照）。</p>	<p>BC46. 前項を踏まえ、<u>2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした</u>（第 34 項参照）。</p>

公開草案	現行
<p>BC46-2. <u>20XX 年の本会計基準の改正は、20XX 年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX 年改正会計基準の適用時期は 20XX 年改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第 34-2 項参照）。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>BC47. <u>2025 年会計基準の適用初年度においては、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合、遡及適用を求めず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（本会計基準第 35 項参照）。経過措置の対象になると考えられる具体的な会計方針の変更は、適用指針第 73 項に記載している。</u></p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>BC47. <u>本会計基準の適用初年度においては、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合、遡及適用を求めず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（本会計基準第 35 項参照）。経過措置の対象になると考えられる具体的な会計方針の変更は、適用指針第 73 項に記載している。</u></p>
<p>BC47-2. <u>20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとし（第 35-2 項参照）、また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことは要しないこととした（第 35-3 項参照）。</u></p>	<p>（新 設）</p>

以 上